

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3355号)

令和8年6月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について (答申)

令和4年6月30日総法第215号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成27年度から令和元年度 横浜市総務局に非常勤特別職職員として採用され総務部法制課に所属していた職員の以下の文書 1. 住民票全部記載事項証明書或いは住民票 2. 住居届 認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む 3. 横浜市給与口座振替申込書 名義人名 (カタカナ表記でも可) 4. 職員証 (IDカード) 職員番号は匿名処理可 5. 横浜市で保管している委嘱状の写し或いは控え 6. 委嘱状の交付にかかる起案用紙の回議ルート、本文 (案文等) の全て 7. 労働関係契約書類 横浜市と非常勤特別職職員 (私人) との契約事項。採用通知書でも可。8. 対象者A、B、C、D 尚、途中で変更があったものも含む のうち、4. 職員証 (IDカード) 職員番号は匿名処理可 5. 横浜市で保管している委嘱状の写し或いは控え 6. 委嘱状の交付にかかる起案用紙の回議ルート、本文 (案文等) の全て」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成27年度から令和元年度 横浜市総務局に非常勤特別職職員として採用され総務部法制課に所属していた職員の以下の文書 1. 住民票全部記載事項証明書或いは住民票 2. 住居届 認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む 3. 横浜市給与口座振替申込書 名義人名（カタカナ表記でも可） 4. 職員証（IDカード）職員番号は匿名処理可 5. 横浜市で保管している委嘱状の写し或いは控え 6. 委嘱状の交付にかかる起案用紙の回議ルート、本文（案文等）の全て 7. 労働関係契約書類 横浜市と非常勤特別職職員（私人）との契約事項。採用通知書でも可。 8. 対象者A、B、C、D 尚、途中で変更があったものも含む」（以下「本件開示請求」という。）のうち、「5. 横浜市で保管している委嘱状の写し或いは控え 6. 委嘱状の交付に係る起案用紙の回議ルート、本文（案文等）の全て」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月25日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

審理員の雇用に際して、委嘱状と題する書類は作成しておらず、委嘱状の起案文書も存在しないため非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の開示を求める。
- (2) 令和3年9月14日総法第325号の非開示決定通知書には、「令和元年度の嘱託審理員各々の委嘱状或いは辞令書の行政文書について、当該開示請求に係る行政文書は、既に対象者に送付済みであり、保有していないため」とあり、その存在は明らかであり、本件処分は、虚偽である。
- (3) 職員証（IDカード）については、横浜市職員IDカードに関する要綱に基づき対象者らは交付対象外として了である。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 審理員の労務に係る事務について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により、審査庁が審理員を指名することとされているが、横浜市では弁護士を任用して審理員に指名している。審理員の身分は、平成28年度から令和元年度までは非常勤特別職職員であり、令和2年度からは会計年度任用職員と位置付けられたため、一般職職員として取り扱われることとなった。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、審査請求書の記載から、平成27年度から令和元年度に非常勤特別職職員として採用されたA、B、C及びDに係る委嘱状の写し又は控え及び委嘱状の交付に係る起案一式であると解される。

- (4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 横浜市行政不服審査会の委員については、附属機関の委員であり、横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）で市長が任命すると規定され、委嘱をしている。審理員は、附属機関の委員ではなく、本件開示請求で別に開示済みの採用通知書（以下「本件採用通知書」という。）により採用している。

- (イ) 審査請求人は上記4(2)の主張をするが、当該開示請求は嘱託審理員の委嘱

状又は辞令書についての請求であり、審理員の委嘱状は作成していないが採用関係の書類と解して採用通知書を特定した。しかし、当該案件では採用通知書を対象者に送付済みで写しを取っていないため、非開示決定としたものである。

イ 当審査会において本件採用通知書を確認したところ、採用通知書には採用する旨が記載されており、嘱託職名に嘱託審理員と記載されていることが認められる。附属機関である横浜市行政不服審査会の委員は委嘱をしているが、委員ではない審理員については委嘱をしておらず採用通知書により採用しているという実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

#### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 6 月 3 0 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 3 月 2 7 日	・実施機関から反論書の写し及び口頭意見陳述の記録を受理
令和 8 年 4 月 2 8 日 (第22回第五部会)	・審議
令和 8 年 5 月 2 6 日 (第23回第五部会)	・審議